令和４年度企画展
講演資料

令和４年10月23日13～14時
埼玉県立嵐山史跡の博物館

武蔵武士と鎌倉幕府

－秩父一族と「武蔵七党」を中心に－

岡 田 清 一（東北福祉大学名誉教授）

１．本報告の趣旨

・鎌倉幕府の政治体制

ⅰ鎌倉殿頼朝の独裁政治・・・流人から権力者へ

ⅱ「執権」主導の政治体制・・その始まりはいつか・・頼家・実朝の時期は？

ⅲ得宗家による専制政治体制・・・御内人の台頭・北条一族の内紛

☞

鎌倉幕府政治の変転に

武蔵国の武士、とくに秩父一族と武蔵「七党」は、どのように対応したのか？

↳ 逆に政治体制変遷の検討は可能か

２．武蔵武士と清和源氏

（１）大蔵合戦［1155］と源氏

『延慶本・平家物語』→ 奥書にある延慶２年［1309］７月以前に成立

源義賢＋秩父次郎大夫重隆 × 源義平＋義朝＋秩父畠山重能

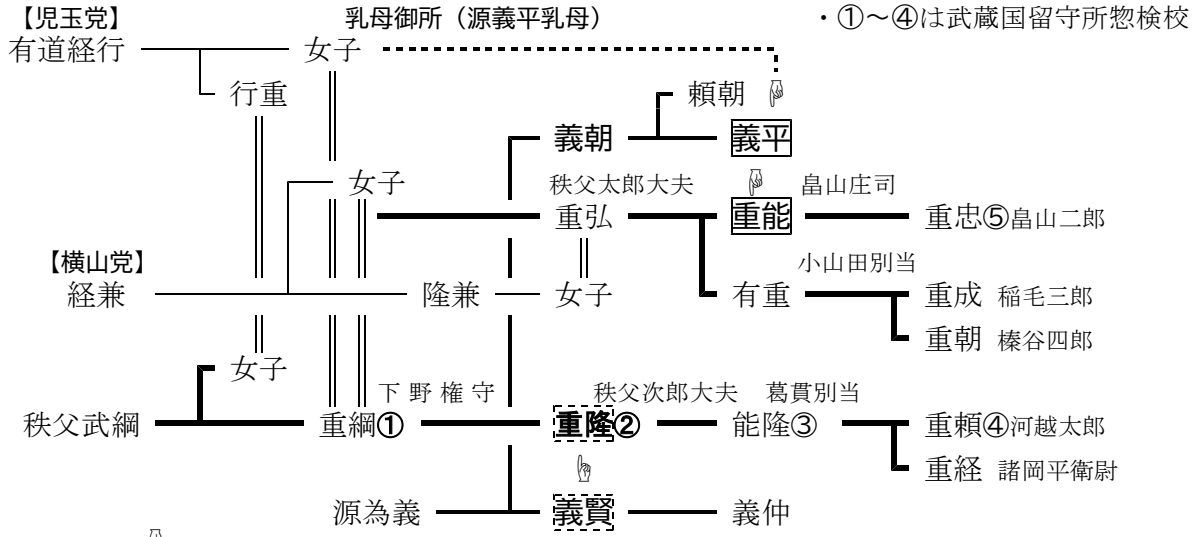

☞

①源家の内紛⇒義朝×義賢＋武蔵国支配をめぐる対立＝南下する義賢×北上する義朝

②秩父一族内の家督（＋武蔵国留守所惣検校職）の継承（野口実⑤「家督の地位と不可分」）

↳ 重弘の早世・重隆流の家督継承→内紛　＊『吾妻鏡』治承４年８月26日

a 山野井龍太郎 ┐ 武蔵国惣追捕使　　「東国武士の浄土宗受容と政治的発展」

b 清水　　亮⑥ ┘　　a・b ←「法然上人伝記」1312頃成立

c 菊池　紳一⑦＝武蔵国押領使　　c ←「入来院家所蔵平氏系図」1316～18頃作成

☞　　（山口隼正「入来院家所蔵平氏系図について」）

武蔵国内の武士が、義朝の麾下に組み込まれる ☛ その関係は不安定

（２）武蔵武士～源義朝から平家へ

①保元の乱［1156］⇒ 多くの武蔵武士が従軍

↳ **高家**／河越・諸岡 ⇒ **高家とは？** ← 国衙との関係・惣検校職？

②平治の乱［1159］⇒ 武蔵武士の大幅減少 ⇒ 義朝との関係？不安定 ┬ 所領維持の困難

③永暦元年［1159］２月⇒ **平知盛・武蔵守就任**（知行国主は父清盛） └ 重隆流の反発

・国衙の掌握 ┬ →大番役催促（目代）→ 畠山重能・小山田有重兄弟

└ →軍勢催促（目代） → 留守所惣検校（河越重頼）

３．頼朝挙兵と武蔵武士

（１）小坪合戦・衣笠城合戦［1180］

ａ『延慶本・平家物語』

・**畠山二郎、武蔵の党の者共引具て、五百余騎**にて金江河の鰭（はた）に陣を取てあむけり。・・・畠山が方には、**津戸四郎、川**（口脱カ）**二郎大夫、秋岡四郎**等初として卅余人打れにけり。

・二十六日辰尅に、**武蔵国住人江戸太郎、河越太郎、党者（たうのもの）には、金子、村山、俣野、**（野脱カ）**与、山口、児玉党**を初として、凡の勢二千余騎にて押寄たり。

ｂ『吾妻鏡』治承４年［1180］８月26日（以下『吾妻鏡』の標記は省略）

武蔵国畠山次郎重忠、且つは平氏の重恩に報いんがため、且つは由比浦の会稽を雪がんがため、三浦の輩を襲わんと欲す。

仍て**当国の党々を相具し、来会すべき**の由、河越太郎重頼に触れ遣わす。

是れ、重頼は秩父家に於いて次男の流れといえども、家督を相継ぐ。依てかの党等を従え、この儀に及ぶと云々。・・・辰の尅に及び、**河越太郎重頼、中山次郎重実、江戸太郎重長、金子、村山の輩**以下数千騎攻め来る。

☞

・河越氏・・・秩父家の次男流→家督継承＋留守所惣検校職が付随

↳ 中山・江戸・金子・村山の輩を動員 ／ 野与・山口・児玉党は？

☞ ↳ 家督 ↳ **惣検校職＊限定的** ← 平家と個別に結び付く武士（落合義明⑤）

武蔵国は平知盛の知行国 ↱ 組織を介した結び付き（永井晋⑤）

⇒ 武蔵国府（目代）からそれぞれ国内の武士に軍勢催促が行われた（菊池紳一⑦）

↳ 衣笠攻撃軍の指揮官は？ **催促後は自由に出陣→烏合の衆？**

平家 ⇒ 国府（目代）の催促 ⇒ 留守所惣検校 ☛ 国内武士を指揮

（２）流人から権力者へ～頼朝の変貌～

①有力御家人の排除と被官の直属化

ⅰ **上総権介広常の謀殺**＝寿永２年［1183］12月

↳ 元暦元年［1184］２月14日

上総国御家人等、多く私領本宅を以て元の如く領掌せしむべきの旨、武衛御下文を給う。

ⅱ **一条忠頼の殺害**＝元暦元年６月16日（４月26日か）（金澤正大『鎌倉幕府成立期の東国武士団』）

↳ 元暦元年６月18日

故一条次郎忠頼の家人甲斐小四郎秋家を召し出さる。・・・官仕を致すべきの由。

ⅲ **井上光盛の殺害**＝元暦元年７月10日

↳ 元暦元年７月25日

故井上太郎光盛の侍、保科太郎・小河原雲藤三郎等、・・・御家人たるべきの由。

②河越氏の排除と武蔵国支配の強化 ⇒「党」的武士団の直接掌握

a 河越氏の排除

・治承４年［1180］９月28日

御使を遣わし、江戸太郎重長を召さる。・・・〈畠山〉重能・〈小山田〉有重は折節在京す。武蔵国においては、当時、汝すでに棟梁たり。・・・

便宜の勇士等を催し具し、あらかじめ参るべきの由と云々。☛ 軍勢催促≠惣検校的職権

・治承４年12月14日　　↱ 所領安堵

武蔵国の住人、多く以て本知行地主職、本の如く執行すべきの由、下知を蒙る。

北条殿（時政）ならびに土肥次郎実平、奉行をなす。邦通これを書き下す。

・元暦元年［1184］（1184）９月14日

河越太郎重頼の息女上洛す。源廷尉〈義経〉に相嫁せんがためなり。これ、武衛の仰せに依り、兼日約諾せしむと云々。

・文治元年［1185］11月12日

今日、河越重頼、所領等、収公せらる。これ義経の縁者たるに依りてなり。

↳ 留守所検校職の没収と権限の削減 →秩父家督の象徴

・留守所惣検校職　　↳ 家督・惣検校職 ⇒ 畠山重忠に継承

ⅰ武蔵武士に対する引率（動員）権

ⅱ国検時、事書等国中文書加判、机催促加判等

［武蔵国留守所惣検校職に関する主な史料］

・寛喜３年［1231］４月２日

河越三郎重員は、武蔵国惣検校職なり。当職四ケ条掌ることあり。近来悉く廃し訖。仍って例に任せ執行すべきの由、武州〈北条泰時〉に愁い申すの間、岩原源八経直を奉行として、今日、留守所に尋ね下さると云々。

・寛喜３年［1231］４月20日

河越三郎重員本職四ケ条の事、去る二日、留守所に尋ね下さる。秩父権守重綱の時より、畠山二郎重忠に至り奉行し来るの条、重員の申状に符合するの由、在庁散位日奉実直・同弘持・物部宗光等の去る十四日勘状、留守代帰寂の同十五日の副状等到来す。よって無相違無く沙汰致すべきの由と云々。

・貞永元年［1232］12月23日

武蔵国惣検校職ならびに国検の時、事書等国中文書に加判、および机催促に加判等のこと、父重員が譲状、河越三郎重資、先例の如く沙汰致すべきの由、仰せらると云々。

武蔵国惣検校職并国検之時、事書等国中文書加判、及机催促加判等事、父重員譲状、河越三郎重資、如二先例一可二致沙一汰之由、被レ仰云々、　　↱ 並列表現

⇒「当職四ケ条」は「国検の時、事書等国中文書に加判」等か？「并」とは？

→文治５年［1189］７月17日＝頼朝の平泉侵攻⇒奥州合戦（奥羽合戦）

二品〈頼朝〉は大手、中路より御下向有るべし。先陣は畠山次郎重忠たるべきの由、これを召し仰す。・・・武蔵・上野両国内の党の者等は、加藤次景廉・葛西三郎清重等に従い、合戦を遂ぐべきの由、〈和田〉義盛・〈梶原〉景時等をもって仰せ含めらる。

↳ 侍所別当・所司 ⇒ 頼朝の直属軍化 ＊川合康④

↳ 有力御家人の排除と同じ事例

b武蔵国支配の強化＝知行国化

平賀義信の武蔵守就任（元暦元年［1184］６月～正治２年？）

・建久６年［1195］７月16日

武蔵の国務の事、義信朝臣の成敗、もっとも民庶の雅意に叶うの由、聞し召めし及びに就き、今日、御感の御書を下さると云々。

→ 惣検・国検 ⇒ 田文の作成 ☜

・正治元年［1199］11月30日

武蔵国の田文、これを整えらる。これ、故将軍〈源頼朝〉の御時、惣検を遂げらるの後、いまだ田文の沙汰に及ばずと云々。

・承元４年［1210］３月14日条

武蔵国の田文を造らる。国務の条々さらにこれを定む。当州は、右大将家〈頼朝〉御代の初め、一円朝恩として国務せしめ給うところなり。よって建久七年、国検を遂げらるといえども、いまだ目録の沙汰に及ばずと云々。

頼朝（知行国主）⇒（政所・指示伝達）⇒武蔵守平賀義信⇒在庁（実務担当）

→ 乃貢（年貢）の京進 ⇒ 厳密の仰せ（頼朝）⇒政所（奉行人？）

・建久６年10月１日

武蔵国以下御分国の所課・本所の乃貢の事、不日に沙汰を致すべきの旨、厳密の仰せ有り。しかるに今年土民等、損亡の事等を愁い申すの間、定めて合期の進済有り難きかの由、奉行人右衛門尉〈比企〉能員・散位行政等、これを申すと云々。

↓　　↳政所執事二階堂氏

政所管轄下の行財政実務担当者＝国務沙汰人？（伊藤邦彦『鎌倉幕府守護の基礎的研究』2010）

４．北条氏と武蔵国＝頼朝没後

（１）時政と武蔵国

①女婿・平賀朝雅の国守就任（正治２年２月以前）
②時政の武蔵国進出（比企氏の排除後・頼家→実朝）
× 留守所惣検校（畠山重忠）

建仁３年［1203］10月27日

武蔵国の諸家の輩、遠州に対し弐（ふたごころ）を存ずべからずの旨、殊にこれを仰せ含めらる。左衛門尉（和田）義盛奉行を為すと云々。

（２）畠山重忠の排除と武蔵武士・・・元久２年［1205］６月22～23日条

①幕府の軍勢（武蔵国関係） → 秩父一族＋武蔵の党々

・遠州（時政）御前に候じ給い、四百人の壮士を召し上せ、御所の四面を固めらる。

・次に軍兵等進発す。先陣葛西清重、・・・その外、中条家長・同苅田義季・河越重時・同重員・江戸忠重・渋河武者所・・・児玉・横山・金子・村山党の者共、皆鞭を揚ぐ

・安達景盛の引卒・・・野田与一・加治次郎・飽間太郎・鶴見平次・玉村太郎・

②わずかな重忠勢 ☚ 惣検校職・家督の形骸化

・相従うの輩、二男重秀、郎従本田近常・榛沢成清以下の134騎、

・舎弟長野重清は信濃国、同弟重宗は奥州、

③榛谷重朝・同重季・秀重／・稲毛重成・子息小沢重政

秩父一族の分断と潰滅的排除 ・多くの武蔵武士、北条方に←

④尼御台所政子＋江間〈北条〉義時 ☛ **北条時政・牧方の失脚・平賀朝雅の没落**

（３）武蔵守の国務執行

①足利義氏 →元久２年［1205］～承元４年［1210］１月以前

承元元年［1207］３月20日

武蔵国の荒野等、開発せしむべきの由、地頭等に相触るべきの趣、**武州**〈足利義氏〉に仰せらると云々。**広元朝臣**〈政所別当〉これを奉行すと云々。

※鎌倉殿〈実朝〉の仰せ→政所＝広元⇒武蔵守足利義氏＝現地の開発行為

②北条時房 → 承元４年１月～建保５年［1217］12月

建暦元年［1211］12月27日 ↱政所執事

明春、駿河・**武蔵**・越後等の国々、大田文を作整すべきの由、行光・清定に仰せらると云々。 **※鎌倉殿〈実朝〉の仰せ→政所＝行光・清定** ↳政所家司

建暦２年２月14日

武蔵国々務の間の事、時房朝臣、興行の沙汰を致され、郷々に於いて郷司職を補せらる。しかるに、**匠作〈泰時〉いささか執り申さる**の旨有るといえども、入道武蔵守義信の国務の例に任せ、沙汰せしむべきの由、仰せ下さるの間、その趣を存ずるところなり。**領状し難き**の由、答え申さると云々。

※武蔵守時房による郷司職の補任＝国務執行

※泰時＝義時（政所別当）の干渉 ⇒ 時房の反発（領状し難き）

５．和田合戦［1213］と武蔵武士

（１）和田義盛方の軍勢

①子　息　　⇒ 嫡男常盛・二男朝盛入道・三男義秀・四男義直・五男義重・六男義信

親戚・朋友 ⇒ 古郡保忠・渋谷高重〈横山時重聟〉・梶原朝景・塩屋惟守（児玉党）以下、

②横山党＋武蔵の兵

・「建暦三年五月二日三日合戦に討たる人々の日記」（『吾妻鏡』）

「横山人々」31人＋「いけとりの人々」

・横山時兼・波多野三郎〈時兼聟〉・横山五郎〈時兼甥〉以下数十人の親眤従類・・・

かれこれ軍兵三千騎。 ⇒ **「和田・横山合戦」**

③『鎌倉年代記裏書』

義盛ならびに土屋兵衛、中山四郎、横山党、相模・**武蔵**・安房・上総等の兵二百余人

⑤建暦３年［1213］５月３日 ↱ 軍勢動員令

・巳の刻、**御書を武蔵以下の近国に遣わさ**れ、然るべき御家人等に仰せ下さることあり。

相州〈義時〉・大官令〈広元〉連署の上、**御判〈実朝花押〉を載せらるところなり**。

・**匠作〈泰時〉・小代八郎行平を以て使者となし**、・・・ ↳ 知行国主（鎌倉殿）の命令

潰滅的打撃 ☛ **※武蔵国の中核的武士団が淘汰**

（２）武蔵守と武蔵国務の分離

①北条時房の時代 → 国守は承元４年［1210］１月～建保５年［1217］12月

建暦３年［1213］９月１日「遠江守源親広下文案」(『鎌倉遺文』2027・2078)

遠江守源朝臣〈大江親広＝広元息〉

地主職をめぐる日奉直高と一族忠久の訴訟に対し、直高勝訴を裁決

↳ 留守所 ⇒ 直高を二宮**社地頭職とする下文を**二宮神官・百姓等に発給

※国守時房ではなく、源〈大江〉親広が国務を遂行⇒政所別当・惣検校・国務沙汰人？

②大江親広（建保５年［1217］12月～承久元年［1219］１月）

③北条泰時（承久元年［1219］11月～暦仁元年［1238］４月）

・嘉禎２年［1236］８月10日→**修理権大夫〈時房〉殿御下知一通**(『鎌倉遺文』2027・2078)

④北条朝直（時房子・暦仁元年［1238］４月～寛元元年［1243］７月）

・延応元年［1239］６月６日

武蔵国請所等用途のこと、地頭の沙汰として、毎年京進有るべき所々、今日、定め下さる。当時、**匠作〈時房〉国務せしめ給う**ところなり。 →仁治元年［1240］１月時房没

※国守ではなく、北条時房が国務を遂行 ⇒ 武蔵守から国務沙汰が分離

６．武蔵守の形骸化と得宗家の武蔵支配

（１）北条時頼と武蔵武士・武蔵国務

・北条朝直再任（寛元４年［1246］４月～康元元年［1256］７月）⇒ 北条長時

・宝治元年［1247］６月２日

近国の御家人等、南より北より馳せ参る。**左親衛〈時頼〉の郭外の四面を囲繞す**。雲のごとく霞のごとく各々旗を揚ぐ。相模国の住人等は、皆、陣を南方に張り、**武蔵国の党々ならびに駿河・伊豆両国以下の輩は、東西北の三方に在り。**

※武蔵国の党々が「執権」に奉仕 ⇒その後も流動的

・康元元年［1256］11月22日

今日、執権を**武州長時**に譲らる。また、**武蔵国務・侍別当ならびに鎌倉第、同じくこれを預け申さる。**ただし、家督〈時宗〉幼稚の程、眼代なりと云々。

※時頼〈相模守〉が「武蔵国務」を武蔵守長時に預ける

（２）北条時宗と武蔵国務

・北条時宗下文［文永３年・1266］(鶴岡八幡宮文書)

鶴岡八幡宮領武蔵国稲目・神奈河両郷、役夫工米の事、先の下知状の如くんば、御灯と云い、御供と云い、重色他に異なるの間、かの役を免除せられ了。・・・早くかの状に任せ、下知せしむべきの状くだんのごとし。

文永三年五月二日 （花押）〈北条時宗〉

武蔵目代殿

☞

相模守時宗が武蔵目代に指示 ⇒ ※武蔵国務が北条氏嫡流家に継承

６．幕府権力の不安定化と武蔵武士

（１）北条時宗の専制・御内人の台頭

①**二月騒動**［文永９年・1272］ ⇒ 時宗→反得宗家および六波羅南殿・舎兄時輔の粛清

『鎌倉年代記裏書』

二月十一日　尾張入道見西〈名越時章〉・遠江守教時、誅せらる。

但し、見西その咎無きに依り、討手五人**大蔵次郎左衛門尉〈頼季か〉**・渋谷新左衛門尉・**四方田瀧口左衛門尉〈時綱か〉**・石河神次左衛門尉・薩摩左衛門尉三郎等、首を刎ねらる。教時の討手においては賞罰無し。

十五日　**式部大夫〈北条〉時輔、六波羅に於いて誅さる。**

『野与党』 大蔵二郎左衛門尉頼季・文永九年九月二日、渋谷新左衛門等五人と同じく鎌倉において斬らる。是れ、二月騒動の時、誤りて名護屋（名越）尾張入道見西を撃ち殺すに依りて也。

『児玉党』 四方田三郎左衛門尉時綱 滝口左衛門尉

『猪俣党』 甘糟伊予房仙覚・文永九年、六波羅南殿（北条時輔）に懸け入り打死

『村山党』 仙波盛直・文永九年、北条時村（輔カ）に坐党して誅さる

↓

②評定の形骸化・引付制の廃止 ⇒ 時宗、重要案件を直に裁断

③**寄合**の定例化⇒寄合衆 ⇒ **御内人の台頭（→貞時の乳母夫）**＝寄合への関与

④**時宗の死**［弘安７年・1284］⇒ 貞時、執権を継承

↳ **安達氏の反発⇒弘安合戦（霜月騒動）**⇒平頼綱の専権

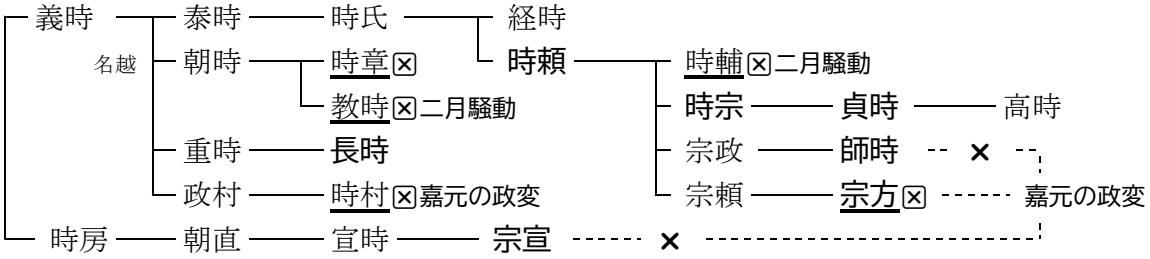

（２）北条貞時の専制化

①**平禅門の乱**・正応６年・永仁元年［1293］⇒ **北条貞時→内管領（御内人筆頭）平頼綱の排除**

『鎌倉年代記裏書』

四月十三日寅の刻、大地震、山頽（くずれ）、人家多く顛倒す。死者その数を知らず。・・・所々の顛倒、称計するにいとまらず。死者二万三千二十四人と云々。

同二十二日　寅の刻、**平左衛門尉頼綱法師〈杲円〉一族、誅され訖。**

☞

『児玉党』浅羽重直・正応六年合戦に疵を蒙る、賞有り

浅羽兼直・弘安合戦、正応合戦に賞有り　　浅羽俊家・正応合戦に賞有り

『野与党』西脇季忠・正応六年四月討死

野与時真・正応六年四月、平左衛門入道杲園（円）謀叛の時、鎌倉経師谷において戦死

『児玉党』白倉成家・正応六年四月、平左衛門入道杲円に一味して誅さる

浅羽氏盛・正応六年、平左衛門入道杲円に一味して自害

☞

※武蔵国「党々」が貞時一辺倒ではない ┐ ← 御内人勢力の強大化
※一族内の分裂（浅羽氏） ┘

⇩

御内人勢力の漸減 ⇒ 北条氏一族の進出 ⇒ 北条一族内の対立

・正応６年［1293］10月　貞時、引付制の廃止→執奏の設置　⇒貞時の専制化
　・正安３年［1301］８月　貞時、執権職を師時に譲る・連署宣時⇒時村
　・嘉元２年［1304］12月　北条宗方⇒侍所司・内管領　×
②嘉元の政変［嘉元３年・1305］＝連署北条時村の殺害 × 内管領北条宗方 ⇒ 宗方誅殺
『鎌倉年代記裏書』
四月二十三日、子の刻、左京権大夫時村朝臣、誤りて誅され訖。
五月二日　時村の討手、先登の者十二人（抄出）、首を刎ねらる。
和田七郎茂明〈預三浦介入道、使工藤右衛門入道〉、茂明は逐電し了。
工藤中務丞有清〈預遠江入道、使諏方三郎左衛門尉〉
豊後五郎左衛門尉光家〈預陸奥守、使大蔵五郎兵衛入道〉　→野与党
海老名左衛門次郎秀綱〈預足利讃岐入道、使武田七郎五郎〉　→横山党
白井小次郎胤資〈預尾張左近大夫将監、使長崎次郎兵衛尉〉
五大院九郎高頼〈預宇都宮下野守、使広沢弾正忠〉　＊以上御内人『武家年代記裏書』
赤土左衛門四郎長忠〈預相模守、使佐野左衛門入道〉、
井原四郎左衛門尉盛明〈預掃部頭入道、使粟飯原左衛門尉〉、　→横山党
比留新左衛門尉宗広〈預陸奥守、使武田三郎〉、
甘糟左衛門太郎忠貞〈預兵部大輔、使工藤左近将監〉、　→猪俣党
岩田四郎左衛門尉宗家〈預相模守、使南条中務丞〉、　→丹党
土岐孫太郎入道鏡円〈預武蔵守、使伊具入道〉、
同月四日　宗方誅さる。討ち手は陸奥守宗宣・下野守宇都宮貞綱。・・・宗方の被官、処々に於いて誅され了。
加治助家〈丹党〉・・嘉元三年卒、宗方乱の時、兄に同じく誅さる＊丹党系図
七月二十二日　宗宣、連署就任＊『鎌倉年代記』

（３）武蔵武士の対応
①御家人・・・両属化（御家人＋北条氏被官）
建治元年［1275］『六条八幡宮造営注文』抄出（国立歴史民俗博物館所蔵文書）
鎌倉中　中条出羽前司跡　足立八郎左衛門尉跡・同九郎左衛門跡
武蔵国　河越次郎跡・同三郎跡　塩谷民部大夫跡　浅羽小大夫跡　阿佐美右衛門尉跡
蛭河刑部丞跡　阿保刑部丞跡　津戸入道跡
②北条氏の被官化
徳治２年［1307］『円覚寺毎月四日大齋結番次第』抄出（円覚寺文書）
粟飯原左衛門尉　浅羽三郎左衛門尉　蛭河四郎左衛門尉　大蔵五郎入道
元亨３年［1322］『北条貞時十三年忌供養記』抄出（円覚寺文書）
粟飯原左衛門入道 → 嘉元の政変［1305］＝粟飯原左衛門尉
大齋結番　［1307］＝粟飯原左衛門尉→北条氏被官か

大蔵兵衛入道 → 嘉元の政変［1305］＝大蔵五郎兵衛入道→北条氏被官か
大齋結番 ［1307］＝大蔵五郎入道
吉見頼有の捕縛［1315］＝大蔵五郎入道『武家年代記裏書』
津戸兵庫入道 → 津戸入道跡の一人か

③移住する武蔵武士［中条氏略系］＊『吾妻鏡』・岡部系図・鬼柳系図

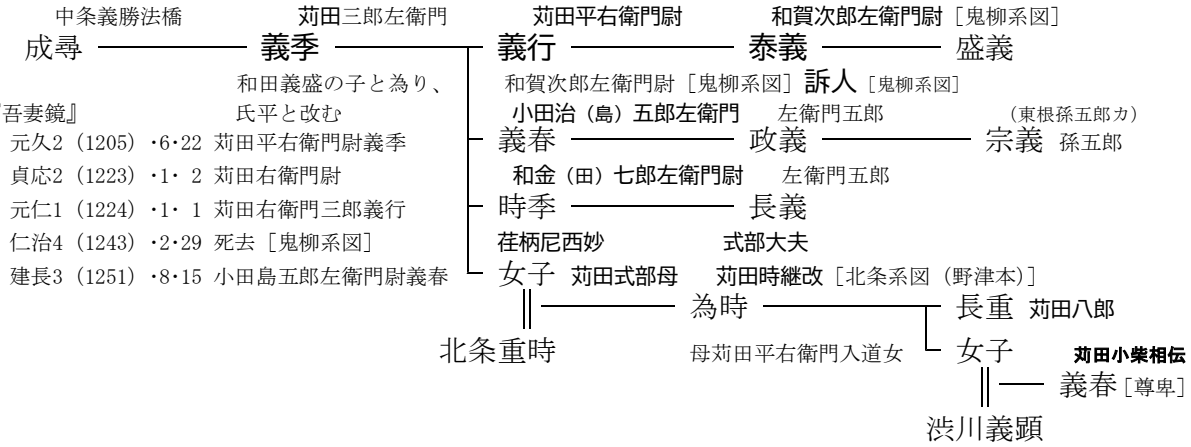

［白石古窯群］（宮城県白石市・旧刈田郡）＊『一本杉窯跡群』（宮城県教委1996）
・13世紀後半頃（～14世紀）⇒ 製品は宮城県中南部（北条氏領）～福島県北部で確認
↳ 仙台市太白区「王ノ壇遺跡」＝道路遺構と館跡 ⇒ 名取郡の中心地
苅田義季・・・和田氏と猶子関係・和田合戦後か⇒ 重時流北条氏との婚姻関係
苅田義行・・・宝治合戦［1247］後か、苅田郡は北条氏が支配 ☛ 泰義は和賀郡に移住？
小田島義春・・弘安合戦［1285］後か、小田島庄は北条氏が支配 ☛ 東根氏の被官化

（４）武蔵武士の動向と幕府権力

①頼朝・義時後半・時頼・時宗・・・→ 共有する対応 ⇒ 独裁と専制
↳ 義時の執権就位は元久２年［1205］に非ず⇒建保６年［1218］
政所別当就位も承元３年［1209］（岡田⑩⑪・「広元から義時へ」『鎌倉』131・132）
②義時前半・貞時後半・・→ 多様な対応 ⇒ 義時≠執権政治／貞時≠得宗専制

権力の所在に敏感＝異なる対応 ⇒ 個々自立した対応 ⇒ 一揆の編成

主な参考文献
①貫 達人 『畠山重忠』（吉川弘文館・1962）
②安田元久 『武蔵の武士団』（吉川弘文館・2020、初出は1984）
③埼 玉 県 『新編埼玉県史・通史編２中世』（1988）
④嵐山史跡の博物館等編『秩父平氏の盛衰』（勉誠出版・2012）
⑤清水 亮編『畠山重忠』（戎光祥出版・2012）
⑥清水 亮 『中世武士 畠山重忠 秩父平氏の嫡流』（吉川弘文館・2018）
⑦関 幸彦編『武蔵武士団』（吉川弘文館・2014）
⑧北条氏研究会編『武蔵武士の諸相』（勉誠出版・2017）
⑨岡田清一編『河越氏の研究』（名著出版・2003）
⑩岡田清一 『北条義時』（ミネルヴァ書房・2019）
⑪岡田清一 『鎌倉殿と執権北条130年』（角川ソフィア文庫・2021）